

63 漁業及び公海の生物資源の保存に關する条約(抄) (原)

採択(作成)一九五八年四月二十九日(ジュネーヴ)
効力発生 一九六六年三月二〇日
日本国
当事国 三九

この条約の締約国は、海洋生物資源の開発のための近代技術の発達は、増加しつつある世界人口の食糧需要に対処する人間の能力を増進させるものであるもの、これらの資源のあるものを乱獲の危険にさらしてきていることを考慮し、また、公海の生物資源の保存に関する問題は、可能な場合は常に全ての関係国の協調的活動による国際協力に基づいて解決されることを明らかに必要とする性質のものであることを考慮して、次のとおり協定した。

第一条(漁獲の権利と保存義務) 1 全ての国は、自国民が公海において次のものに従つて漁獲を行う権利を有する。

(a) 自国の条約に規定する沿岸国の利益及び権利

(b) 公海の生物資源の保存に関する以下の諸条の諸規定

(c) 全ての国は、公海における生物資源の保存のために必要とされる措置を自国についてとる義務及びその措置をとるにあつて他の国と協力する義務を有する。

第二条(公海の生物資源の保存) この条約において、公海の生物資源の保存とは、食物その他の海産物の最大限の供給を確保するようにこの生物資源の最適な持続的生産を可能にする措置の総体をいう。保存の計画は、人間の消費のための食料の供給を第一に確保する目的で作成される。

第三条(漁業国の保存義務) 他の国の国民が漁獲を行つていない公海の上の水域において自国の国民が又は二以上の種類の魚類その他の海洋生物資源の漁獲を行つている国は、影響を受ける生物資源の保存のために必要ときは、当該水域にお

いて自国の国民に対して措置をとる。
第四条(国際交渉) 1 二以上の国の国民が公海の一又は二以上の水域において一又は二以上の同一の種類の魚類その他の海洋生物資源の漁獲を行つてゐる場合には、これらの国は、そのいずれかの国の要請により、影響を受ける生物資源の保存のために必要な措置をそれらの国民に対して合意によつて定める目的で交渉を行う。

2 関係国が一二箇月以内に合意に達しない場合には、いずれの締約国も、第九条に定める手続を開始することができる。

第五条(新参加国の保存義務) 1 第三条及び第四条に規定する措置がとられた後に他の国の国民が公海の上の水域において一又は二以上の同一の種類の魚類その他の海洋生物資源の漁獲を行う場合には、当該国は、その措置が国際連合食糧農業機関事務局長に通告された日から七箇月以内にその措置を自国の国民に適用する。その措置は、形式上もまた事実上も、差別的なものであつてはならない。同事務局長は、その措置の通告を要請するいずれの国に対しても、また、いかなる場合にもその措置を最初にとる国が指定するいずれの国に対しても、その措置を通告する。

2 1の他の国がこのようにしてとられた措置を受諾せず、かつ、一二箇月以内に合意に達することができない場合には、いずれの利害関係国も、第九条に定める手続を開始することができる。とられた措置は、第一〇条の規定に従うことと条件として、特別委員会の決定が行われるまでの間拘束力を有する。

第六条(沿岸国の特別利害関係) 1 沿岸国は、自国の領海に隣接する公海の上の水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

2 沿岸国は、自国の国民が一水域で漁獲を行つていない場合であっても、その水域における公海生物資源の保存を目的とする調査及び規制のいかなる制度にも平等の立場で参加する権利を有する。

3 自国の国民が沿岸国の領海に隣接する公海の上の水域において漁獲を行つている国は、当該沿岸国の要請があるときは、当該水域における公海生物資源の保存に必要な措置を合意によつて定めることを目的として交渉を行う。

4 自国の国民が沿岸国の領海に隣接する公海の上の水域

において漁獲を行つている国は、当該沿岸国が採用している保存措置と対立する保存措置を当該水域において実施してはならない。もつと、それらの国は、当該水域における公海生物資源の保存に必要な措置を合意によつて定めることを目的として、当該沿岸国と交渉を行うことができる。

5 関係国が保存措置について一二箇月以内に合意に達しない場合は、いずれの締約国も、第九条に定める手続を開始することができる。

第七条(沿岸国の一方的保存措置) 1 前条の規定にかんがみ、いずれの沿岸国も、他の関係国との間の交渉が六箇月以内に合意に達しないときは、海洋生物資源の生産性の維持を目的として自国の領海に隣接する公海の上の水域におけるいずれかの魚類その他の海洋資源について適当な一方的保存措置をとることができる。

2 沿岸国が1の規定に基づいてとる措置は、次の要件を満たしている場合に限り、他の国についても効力を有する。
(a) 漁業に関する現存の知識に照らして保存措置を緊急に適用する必要があること。
(b) とられた措置が適切な科学的知見に基づくものであること。
(c) 当該措置が形式上もまた事実上も外国の漁民に不利となるような差別をしないこと。

3 1の措置は、その効力に関する意見の相異がこの条約の關係規定に従つて解決されるまで、引き続き効力を有する。

4 1の措置を他の関係国が受諾しない場合には、いずれの当事国も、第九条に定める手続を開始することができる。とられた措置は、第一〇条の規定に従うことと条件として、特別委員会の決定が行われるまで引き続き義務的なものとする。

5 異なる国の旨が関係している場合には、領海及び接続水域に関する条約第二条に定める地理的境界を設定するための原則が採用される。

第八条(公海生物資源保存に特別の利害関係を有する国の権利) 1 自国の国民も、自国の沿岸に隣接していない公海の上の水域において自国の国民が漁獲に従事していない場合であつてもその水域における公海生物資源の保存に特別の利害関係を有するときは、その水域において国民が漁業を行つてゐる国に対して、それぞれ第三条及び第四条の規定に基づいて必要な保存措置を



とるよう要請することができる。当該要請をした国は、同時に、そのような措置を必要とする考えの科学的理由を述べ、かつ、自国の特別の利害関係を述べないものとする。

2 九条に定める手続を開始することができるは、当該要請国は、第九条に定める手続を開始することができる。

第九条【特別委員会】 1 第四条、第五条、第六条、第七条及び第八条の規定に基づいて国の間に生ずる紛争は、当事国が国際連合憲章第三条に定める他の平和的解決方法を求めず解決を求めることに同意しない限り、いずれかの当事国の要請により、五人の委員から成る特別委員会に解決のため託される。

2 1にいう委員は、この条の規定に従って解の要請があった時から三箇月以内に、紛争当事国間の合意によって指名され、そのうちの一人が委員長に任命される。合意に達しない場合には、委員は、いずれかの締約国の要請に基づき、国際連合法務総長及び国際連合食糧農業機関事務局長と協議の上、紛争に開わらない国の国民であつて解決すべき紛争の性質に於て漁業に関する法的、行政的又は科学的問題を専門とする十分な資格を有する者のうちから指名する。最初の任命の後には生ずる空席は、最初の選任について定める方法と同じ方法で補充される。

3 この条約の規定に基づく手続の当事国は、自国の国民の一人を特別委員会に対して指名する権利を有する。その者は、特別委員会の委員と同等の立場でこの手続に完全に参加する権利を有するが、投票権を持たず。また、引き続き、委員会の決定の作成に参加する権利を有しない。

4 各当事国は、委員会自体の手続規則を定めて、この手続の各当局に対して、聴聞を受け、かつ、自国の立場を提示する十分な機会を確保する。同委員会は、また、この問題について当事国が合意に達しない場合の紛争当事国間の費用の分担方法を決定する。

5 特別委員会は、その設立の時から五箇月の期間内に決定を下す。ただし、必要な場合にこの期限を三箇月を超えない期間で延長することを決定するときは、この限りでない。

6 特別委員会は、その決定に際して、この条約の規定及び紛争の解決に関する紛争当事国間の特別の合意に従ふ。

7 特別委員会の決定は、多数決による。

第二〇条【特別委員会の適用する基準】 1 特別委員会は、第七條の下で生ずる紛争については、同条2に掲げる基準を適用する。

2 委員会は、紛争に含まれる争点に於て次の基準を適用する。

- (a) 次の要件は、第四條、第五條及び第六條の下で生ずる紛争の決定に共通するものである。
- (i) 科学的知見が保存措置の必要性を証明していること。
- (ii) 科学的知見が保存の計画が妥当なものであること。

(b) 不利となるような差別をひかないこと。

(c) 第八條の下で生ずる紛争の決定には、科学的知見が保存措置の必要性を証明しているか、又は保存の計画が妥当なものであるという要件が適用される。

2 特別委員会は、裁定を下すまでの間、紛争の対象となつていない適用する必要性がないことを決定することができる。ただし、第七條の下で生ずる紛争の場合には、その措置は、それを緊急に基づいて明白であるとき限り、停止される。

第一一条【特別委員会の決定】 特別委員会の決定は、関係国を拘束し、その裁定には、国際連合憲章第九四條2の規定が適用される。この規定に勧告が付された場合には、その勧告に対しては可能な最大限の考慮が払われる。

第二二条【裁定の事実的基礎の变化】 1 特別委員会の裁定の事実的基礎が一若しくは二以上の種類の魚類その他の海洋生物資源の状態又は漁獲方法の表裏的な変化によって変更する場合には、いずれの關係国も、他の国に対して、保存措置の必要を修正を合意によって行う目的で交渉を行うよう要請することができる。

2 要する期間内に合意に達しない場合には、いずれの關係国も、最初の裁定の時から少なくとも二年を経過していることを条件として、第九條に定める手続に再び付託することができる。

第二三条【定置漁業】 1 1 ずれかの国の領海に隣接する公海の水域の海底に固定された設備により行われる漁業に関する規制は、自国民が長期にわたつてそのような漁業を維持し、かつ、行つてゐる国が実施することができる。ただし、そのような漁

業を当該国民が長期間の慣行によつて排他的に行つてきた水域以外においては、当該国民以外の者も、当該国民と同等の立場でその活動に加ふることを認められる。前記の規制は、当該水域の公海と同一の一般的地位に影響を及ぼすものではない。

2 本条において海底に固定された設備により行なわれる漁業とは、支えとな部分か海底に固定され、一箇所に構築され、かつ、永続的に運用されるようにそこに残置されており、又は除去される場合毎漁期に同じ場所再び設置される漁具を使用する漁業をいう。

第二四條【国民の定義】 第一條、第三條、第四條、第五條、第六條及び第八條において「国民」とは、大きさのいかんを問はず当該国の法令に従つて同国の国籍を有する漁業用の船舶又は舟艇をいい、その乗組員の国籍のいかんを問わない。

第二五條【署名】 第一六條【批准】 第一五條及び第六條 領海及び接続水域に関する条約第二六條及び第二七條と同じ。

第二七條【加入】 この条約は、第一五條に規定するいずれかの種類に属する国の加入のため、開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第二八條【効力発生】 (領海及び接続水域に関する条約第二九條と同じ) 第一九條【留保】 1 1 ずれかの国も、署名、批准又は加入の時に、第六條、第七條、第九條、第一一條及び第二二條の規定を除くこの条約の規定について留保を行うことができる。

2 1の規定に基づいて留保を行ういずれの締約国も、国際連合同事務総長に宛てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第二〇條【改正】 (領海及び接続水域に関する条約第三〇條と同じ) 第二二條【通報】 (略) 第二三條【正文】 (略)

